

助成金の選考基準（国内団体）

1、 交付団体

(ア)活動開始後 3 年を経過し、民間公益団体として活動中であること。

(イ)直近の年間事業費実績（予算）が 2,000 万円未満であること。

2、 対象事業・要件

(ア)途上国等の子ども達を対象とする教育に係わる事業であること。

(イ)申請団体が主体的に関与して助成対象事業を計画・実施し、お互い“顔の見える”事業であること。

(ウ)単発一過性ではなく、事業完遂後も継続して関与・支援が予定されていること。

(エ)事業の目的、予算、成果等が適切であり、申請金額が妥当であること。

また、申請時において事業計画（日程・実施手法など）が略明確であること。

(オ)事業総所要資金の 85%を助成の上限（自己資金 15%以上）とし、申請金額の上限は 150 万円とする。

(カ)助成金交付（令和 8 年 3 月）後に事業が開始され、原則として令和 9 年 3 月末までに完了すること。

(キ)事業の進捗状況及び完成につき、定期的（3 ヶ月毎）に報告書を提出すること。

(ク)申込・質疑に使用する言語は、日本語のみとする。

助成金の選考基準（海外団体）

1、 交付団体

(ア)設立後 3 年を経過し、公益団体として活動中であること。

(イ)中央或いは地方政府の公認もしくはこれに準ずる団体であること。

(ウ)直近の年間事業費実績（予算）が 10 万米ドル未満であること。

(エ)日本国内に提携・支援団体を有するか、または邦人スタッフを有する団体を選考審査の対象とする。

2、 対象事業・要件

(ア)原則として国内団体と同条件とし、申請金額の上限は 150 万円である。

但し、上記 2、(オ) 自己資金 15%条項は適用しない。

申請、選考方法、助成金支給

1、 申請

(ア) E-mail、FAX、郵便にて助成申請フォームを請求のこと(令和 7 年 10 月～11 月)。

団体名、住所、電話・FAX 番号、メールアドレス、代表者・担当者名、本件助成プログラム入手ソースを明記のこと。

(イ)申請書の提出は郵便、宅配便に限り、E-mail、FAX による送付は受け付けない。

(当財団への書類送付は、なるべく宅配便をご利用ください)

申請書の受付期間は、令和 7 年 10 月初～11 月末とする。

2、 選考過程

当財団選考委員会にて審議の後、理事会（令和 8 年 2 月開催）にて最終決定。

3、 助成金支給時期

令和 8 年 3 月（予定）。

（上記を予告無しに変更することがあります）